

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので公告します。

令和8年4月9日

魚沼市長 内 田 幹 夫

1 業務概要

(1) 番号・件名

令8現単商委-3号 魚沼市にぎわい創造拠点運營業務委託

(2) 業務内容

魚沼市にぎわい創造拠点運營業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 見積提案額上限

7,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 令和7・8・9年度魚沼市物品製造・役務の提供等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、資格を有していない者は、企画提案書の受付期限までに入札参加資格審査の申請が受理されていること。
- (2) 参加申込書提出日から契約締結の間において、魚沼市及び新潟県から指名停止措置を受けていない者
- (3) 魚沼市にぎわい創造拠点運營業務と類似、同規模の業務を官民間わず請け負った実績（実施中のものも含む。）を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2号第6号に規定する暴

力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団、又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団、又は暴力団員に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団、又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

3 手続等

(1) 事務局

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910 番地

魚沼市産業経済部商工課企業誘致係

電話：025-792-9753 FAX：025-793-1016

E-mail：shoko@city.uonuma.lg.jp

(2) 実施要領の交付期間及び交付方法

ア 交付期間 令和8年4月13日（月）から令和8年4月23日（木）まで

イ 交付方法 魚沼市公式ホームページからのダウンロードによる。

(3) 参加申込書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和8年4月23日（木）午後4時まで

イ 提出書類 「魚沼市にぎわい創造拠点運營業務委託 公募型プロポーザル実施要領」のとおりに

ウ 提出場所 上記(1)事務局

エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。以下同じ。）

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和8年5月18日（月）午後4時まで

イ 提出書類 「魚沼市にぎわい創造拠点運營業務委託 公募型プロポーザル実施要領」のとおりに

ウ 提出場所 上記(1)事務局

エ 提出方法 持参又は郵送

4 その他

(1) 事業の詳細

「魚沼市にぎわい創造拠点運營業務委託 公募型プロポーザル実施要領」及び「魚沼市にぎわい創造拠点運營業務委託 仕様書」のとおり

(2) 問い合わせ

当該業務に係る疑義等については、上記事務局までお問い合わせください。